各都道府県教育委員会指導事務主管課 各指定都市教育委員会指導事務主管課 各都道府県私立学校事務担当課 附属学校を置く国立大学法人附属学校事務担当課 附属学校を置く公立大学法人附属学校事務担当課 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 各地方公共団体株式会社立学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

「キャリア・パスポート」の学年・校種間の引き継ぎについて

平素より、キャリア教育の充実に御協力をいただき、感謝申し上げます。

今年度から、全国の各学校において各地域の実情や各学校及び学級・ホームルームにおける創意工夫を生かした形で、「キャリア・パスポート」の活用が行われているものと思います。「キャリア・パスポート」は、「「キャリア・パスポート」例示資料等について(平成31年3月29日付事務連絡)」にて送付した「「キャリア・パスポート」の様式例と指導上の留意事項」に基づき、学年、校種を超えて引き継ぎ、指導に活用することとされています。下記を確認の上、「キャリア・パスポート」を活用した体系的なキャリア教育の充実に向けた取組を推進頂けますよう、お願いいたします。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校事務担当課及び構造改革特別特区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体株式会社立学校事務担当課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、速やかに御周知いただくようお願いします。

記

- ○「キャリア・パスポート」の学年間の引き継ぎは、原則、教師間で行うこととして おり、また、校種間の引き継ぎは、原則、児童生徒を通じて行うこととしているの で留意すること。
- ○小・中学校においては、進学先への確実な引き継ぎに留意すること。特に中学校から高等学校への引き継ぎなど、学校設置者が異なる学校への引き継ぎの場合は、特に配慮を要すること。
- ○中・高等学校においては、令和3年度入学者に対して「キャリア・パスポート」を 提出させるとともに、自校のキャリア教育への活用を図ること。

○高等学校においては、卒業生が「キャリア・パスポート」を以降のキャリア形成に 活用できるように、確実に本人に返却すること。(高等学校に進学しない中学生 も同様。)

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 キャリア教育推進係 電話 03-5253-4111 (内線 4728)